

【診療報酬明細書（レセプト）の開示請求（依頼）について】

被保険者及び被扶養者である（であった）方は、一定の条件の下で診療報酬明細書（以下、レセプト）の開示を請求（依頼）することができます。

当健康保険組合では、レセプトの開示の申請があった場合は、診療上の問題がないかによって、医療機関に確認したうえで開示をしています。

○レセプトの開示請求（依頼）に関する手続きについて

レセプトの開示請求（依頼）の手続きについては、当健康保険組合が定める取扱要領に基づき以下の通りとなります。

1. 開示請求者

被保険者及び被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む）

「1.」の方が未成年者または成年被後見人の場合の代理人

「1.」の本人開示請求することを委任した任意代理人

〈開示対象者が死亡している場合〉

2. 開示依頼者

父母、配偶者もしくは子

「2.」の方が未成年者または成年被後見人の場合の代理人

「2.」の遺族が開示依頼することを委任した任意代理人

3. 開示対象レセプトの範囲

当健康保険組合が保有する過去 10 年間分のレセプト

4. 手続き方法

当組合（TEL06-6203-4081）までお問い合わせください。必要な書類を送付しますので、所定の様式に必要事項を記入し本人確認書類を添付のうえ当健康保険組合までご提出ください。

5. 開示方法

窓口交付または郵送

6. その他留意事項

- ・申請書の受理から開示までの所要日数は1か月程度です。
- ・開示請求については、診療上支障が生じないことを当該医療機関に確認する必要があります。そのため、開示をすることに支障があると判断された場合には、その全部または一部が開示できませんのでご理解のほどお願いします。
- ・当健康保険組合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんのでご了承ください。